

授業料免除等制度の変更について

平成22年度から以下のとおり変更します。

授業料免除等の選考にあたっては、申請者本人が受給している奨学金を家計の総所得金額に加算して家計評価を行ってききましたが、返還を要する奨学金は、家計の総所得金額に加算しないこととします。返還を要しない奨学金は、当該年度の受給予定額を家計の総所得金額に加算することとします。